

管理不全空家等への措置について

項目	年度	令和7年度						令和8年度						令和9年度					
		4・5	6・7	8・9	10・11	12・1	2・3	4・5	6・7	8・9	10・11	12・1	2・3	4・5	6・7	8・9	10・11	12・1	2・3
要注意空家等に対する指導及び意向確認 (管理不全空家等の認定を示唆)																			
管理不全空家等の認定 ※①																			
管理不全空家等への指導																			
管理不全空家等への勧告 ※②																			
住宅用地特例適用除外 (所有者不明の場合、課税保留のまま)																			

指導後意向確認及び対応期間



R8.4~7 認定

協議会にて報告

指導

①必要な措置が講じられるよう認定後も繰り返し助言・指導を行う

※協議会にて承認

R9.8 勧告

猶予期間

③猶予期間内に必要な措置が講じられた場合は勧告を撤回する

②8年度運用開始後最短での勧告スケジュール
所有者の意向及び対応等により勧告の延期若しくは認定の取消をする場合あり

特例除外 1/1~

※① 認定は原則年度当初に実施。

※② 勧告は原則第1回協議会での承認後に実施。
指導に対して対応等が確認できた場合、勧告の延期若しくは認定を取り消す。